時津町イメージキャラクター着ぐるみ使用取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、町が所有するイメージキャラクター着ぐるみ(以下「着ぐる み」という。)の使用に関し、必要な事項を定め、町を広く宣伝することを目的 とする。

(定義)

第2条 この告示に定める着ぐるみとは、別表に定める着ぐるみをいう。

(使用の範囲)

- 第3条 町長は、着ぐるみの使用を希望する者(以下「使用希望者」という。)が 企画し、又は実施するイベント等において、町のイメージ向上等につながると認 める場合に限り、使用させることができるものとする。
- 2 着ぐるみの使用期間は、原則として貸出日から7日以内とする。 (使用許可申請)
- 第4条 使用希望者は、あらかじめ時津町イメージキャラクター着ぐるみ使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、町及び町が組織した委員会等が実施主体となる行事等での使用については、この限りでない。

(使用許可)

- 第5条 町長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と 認めたときは、着ぐるみの使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいず れかに該当する場合は、使用を許可しない。
 - (1) 町の信用又は品位を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 特定の個人、政党及び宗教団体の活動に利用するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (4) 着ぐるみのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- 2 町長は、着ぐるみの使用の可否について、時津町イメージキャラクター着ぐる み使用(許可・不許可)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとす る。
- 3 町長は、第1項の規定により着ぐるみの使用を許可する場合において、必要な 条件を付することができるものとする。

(使用上の遵守事項)

- 第6条 着ぐるみの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 許可された用途のみに使用すること。
 - (2) 着ぐるみ返却時に、時津町イメージキャラクター着ぐるみ使用状況報告書(様

式第3号) に活動写真等を添付し町長に提出すること。

- (3) その他、この告示に定められた事項について遵守すること。 (原状回復)
- 第7条 使用者は、着ぐるみを汚損又は毀損したときは、時津町イメージキャラクター着ぐるみ汚損・毀損届出書(様式第4号)により、速やかに届け出るものとする。
- 2 前項の届出において、故意又は重大な過失に基づき汚損又は毀損したと認められた場合、使用者は町長の指示に従い、着ぐるみを直ちに原状に復し、又は損害額を賠償しなければならない。

(使用許可の取消し)

- 第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
 - (2) 第5条及び第6条の規定に違反したとき。
 - (3) 前2号の規定のほか、この告示に違反したとき。
- 2 町長は、前項の規定に基づき、使用許可を取り消すときは、使用者に対し、時 津町イメージキャラクター着ぐるみ使用取消通知書(様式第5号)により通知す るものとする。
- 3 前項の規定に基づき、使用許可を取り消された者は、直ちに着ぐるみを返還しなければならない。
- 4 前2項の規定による処分によって、使用者に損害が生ずることがあっても、町 長はその責めを負わない。

(使用料)

第9条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(免責)

第10条 着ぐるみの使用に起因する事故等により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対し、町はその責めを負わない。

(台帳の整備)

- 第11条 町長は、第4条の規定による申請書を受け付けたときは、時津町イメージキャラクター着ぐるみ使用台帳(様式第6号)により記録しなければならない。 (庶務)
- 第12条 着ぐるみの取扱いに関する庶務は、総務部企画財政課において処理する。 (その他)
- 第13条 この告示に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、 町長が別に定める。

制定文 抄

平成25年4月1日から適用する

別表 (第2条関係)

番号	名 称
1	イメージキャラクター「とっきー」着ぐるみ

様式第1号(第4条関係)

時津町イメージキャラクター着ぐるみ使用許可申請書

年 月 日

時津町長 様

 申請者
 住
 所

 団
 体
 名

 代表者名
 印

 電話番号

着ぐるみの使用について、下記のとおり申請します。

使用目的 (行事名)								
使用(貸出) 期 間		年	月	日から	年	月 (日まで 日間)	
着ぐるみ名								
連 絡 先	(団体名 (担当者 (担当部 (電話番	氏名) 署)						
備考								

様式第2号(第5条関係)

時津町イメージキャラクター着ぐるみ使用(許可・不許可)通知書

年 月 日

様

時津町長

年 月 日付で申請がありました着ぐるみの使用については、下記のとおり決定します。

記

1 下記の内容で許可します。

						1
許可番号	第		号			
使用目的 (行事名)						
使用 (貸出)	年	月	日から	年	月	日まで
期間				(日間)	
着ぐるみ名						
	(1) 使用許	可申請	書の申請内	容どお	りに使用	すること。
許可条件	(2) 時津町	イメー	-ジキャラク	ター着	 ずぐるみ	使用取扱要綱の
	規定を	遵守す	ること。			
	(3) その他	()

_	→ → → → HT 1)	3 30		2. 2
•)	下記押由に	F ()	木野 ロレー	キャ

不許可の理由					
--------	--	--	--	--	--

様式第3号(第6条関係)

時津町イメージキャラクター着ぐるみ使用状況報告書

年 月 日

時津町長 様

申請者 住 所 団 体 名 代表者名 電話番号

印

年 月 日付で使用許可を受けた着ぐるみを使用したので、活動状況を下 記のとおり報告します。

使用内容 (イベント内容、 参加対象者、参加 人数等をご記入く ださい。)							
使用期間	年	月	日から	年	月	日まで	
使用場所							
着ぐるみ名							
備考							

年	月	日			
			返却確認者	氏名	印

様式第4号(第7条関係)

時津町イメージキャラクター着ぐるみ汚損・毀損届出書

年 月 日

時津町長 様

 申請者 住
 所

 団 体 名
 代表者名

 電話番号

年 月 日付で使用許可を受けました着ぐるみについて、下記のとおり汚損・毀損したことを届け出いたします。

許可番号	第 号
使用目的 (行事名)	
着ぐるみ名	
汚損・毀損 の 状 況	汚損・毀損・その他() (状況説明)

様式第5号(第8条関係)

時津町イメージキャラクター着ぐるみ使用取消通知書

年 月 日

様

時津町長

年 月 日付で申請がありました着ぐるみの使用について、下記のとおり 使用許可を取消しますので、速やかに返還願います。

許可番号	第		号	
使用許可日	年	月	日	
着ぐるみ名				
取消日	年	月	日	
取消し理由				

様式第6号(第11条関係)

時津町イメージキャラクター着ぐるみ使用台帳

	申請日	許可番号	着ぐるみ名	団体名 (代表者名)	住 所 (電話番号)	使用目的(行事名)	使用(貸出)期間	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
1 0								